PPAまたはリースによる太陽光発電設備等の申請について

交付申請書の提出

本補助金の交付申請する事業者は、補助金交付申請書（様式第３号）【ＰＰＡ・リース用】に以下の添付書類（※）を添えて提出してください。なお、登録申込書提出時の書類に変更がない場合は、重複する書類について添付を省略することができます。
※住民票または納税証明書に不備がある場合、受付しませんのでご注意ください。
・補助金交付申請書の受付は以下の期間内で先着順に行いますが、予算の範囲を超える交付申請があった場合は、期間内であっても受付を終了します。（ホームページに掲載）
・予算の範囲を超えた受付終了当日に提出のあった交付申請書は抽選を行い、最終的な申請者を決定します。抽選にもれた場合は交付申請書を返却します。
・受付終了後に提出された交付申請書は返却します。

受付期間	令和７年５月２６日（月）～令和８年２月１３日（金）17:15 必着※
備考	・事業を実施し、工事・支払完了後６０日以内（もしくは令和８年２月１３日のいずれか早い日）までに交付申請書【ＰＰＡ・リース用】を提出してください。 ※書類の提出が令和８年２月 13 日（金）17：15（財団終業時刻）を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受付しませんのでご注意ください。

【添付書類】

対象設備、ＰＰＡ・リース契約に関する資料等

・提出書類チェックシート
・工事完了証明書（様式第６号）
・設備導入した経費がわかる領収書や内訳書等のコピー
　（申請者名、品名、品番、販売店名・販売店住所がわかるもの）
・経費の詳細がわかる内訳書
・対象設備設置後写真および家屋全体の写真（太陽光発電はパネル枚数が確認できる写真）
・家庭用蓄電池設置の場合、配線図もしくはシステム構成図
・ＰＰＡサービスもしくはリース契約の内容がわかる書類
・ＰＰＡサービス料金もしくはリース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類
・リース等期間が法定耐用年数よりも短い場合は、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することが担保されていることが分かる書類
・ＰＰＡまたはリース契約時の利用料金計算書（別添２）

申請者（事業者）に関する資料

・「県税の納税証明書（未納がないことの証明）」（提出日以前３ヶ月以内に発行された現住所の原本）47 ページ記載の県税事務所で交付を受けてください。
・登記事項証明書（直近３か月以内に取得されたもの）

・事業活動に関する資料（会社案内パンフレット等）
・直近２年間の財務諸表（貸借対照表および損益計算書）
・振込先口座の通帳のコピー、または振込先口座のキャッシュカードのコピー
（金融機関名、本支店名、口座番号、口座名義がわかるもの）

需要家に関する資料

・同意書（別添１）
・「住民票の写し」（提出日以前３ヶ月以内に発行された現住所の原本で、個人番号が記載されていないもの）
・「県税の納税証明書（未納がないことの証明）」（提出日以前３ヶ月以内に発行された現住所の原本）47 ページ記載の県税事務所で交付を受けてください。
・（任意）「しがＣＯ$_2$ネットゼロムーブメント」賛同書（様式第 10 号）

太陽光発電設備に関する資料

・太陽光発電の出力対比表のコピー
・太陽光発電設備調書（様式第 11 号）
・電力会社との連系協議書類等のコピー
・パワーコンディショナのカタログ等のコピー（品番、出力のわかるもの）

その他

・集合住宅に対象設備を設置した場合
集合住宅の規定により管理組合等の承認が必要な場合、承認されたことがわかる書類のコピー
・別荘に対象設備を設置した場合
登記事項証明書(建物の全部事項証明書)
（重点対策加速化事業の場合、対象設備の工事着工日時点の建物の所有者が需要家もしくは同居の家族であり、建物の種類が「居宅」であることが必要）
（促進区域内再エネ導入推進事業の場合、交付申請時点の建物の所有者が需要家もしくは同居家族であり、建物の種類が「居宅」であることが必要）
・店舗、事務所等と兼用で利用している住宅に対象設備を設置した場合
登記事項証明書(建物の全部事項証明書)
（重点対策加速化事業の場合、対象設備の工事着工日時点の建物の所有者が需要家もしくは同居の家族であり、建物の種類が「居宅兼〇〇」であることが必要）
（促進区域内再エネ導入推進事業の場合、交付申請時点の建物の所有者が需要家もしくは同居家族であり、建物の種類が「居宅兼〇〇」であることが必要）
・新築住宅に対象設備を設置した場合
登記事項証明書(建物の全部事項証明書)
（交付申請時点の建物の所有者が需要家もしくは同居家族であり、建物の種類が「居宅」または「居宅兼〇〇」であることが必要です）
・その他理事長が必要と認めるもの

（交付申請書の提出先）
公益財団法人淡海環境保全財団（滋賀県地球温暖化防止活動推進センター）
〒５２５－００６６　滋賀県草津市矢橋町帰帆２１０８番地　淡海環境プラザ内
ＴＥＬ：０７７－５６９－５３０１

＜交付申請書等提出時の注意事項＞

・申請様式は日本産業規格Ａ４の用紙に片面印刷でお願いいたします。
（Ａ３の場合は折り込む）

・レターパック、特定記録等の追跡可能な方法により、郵送してください。

・封筒の表に「スマート・ライフスタイル補助金（重点対策）」または「スマート・ライフスタイル補助金（促進区域）」と赤字記入またはマーカー等でわかりやすく表記してください。

・申請書等に手書きで記入いただく場合は、黒色または青色のボールペンで丁寧に記入をしてください。

・事業者名および金額を訂正する場合は、二重線見え消しでお願いします。修正テープ等は使用しないでください。

・提出していただいた書類の返却はいたしません。財団からの問い合わせや市町等の補助金申請に必要な場合がありますので、申請書類一式のコピーを控えとして保管してください。

・追加書類、変更書類を提出される際も同様にお願いします。